

第九十号議案

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年十月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（支給対象）

第二条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。

一 職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）第二条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの

二 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十号）第三条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの

三 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員（同項第二号に規定するフルタイム講師を含む。）及び職員の給与に関する条例第二十二條第一項に定める給与を支給される職員（以下「フルタイム会計年度任用職員等」という。）のうち、その勤務形態が前二号に掲げる職員に準ずるもの

2 前項第三号に規定する勤務形態が同項第一号及び第二号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく江戸川区規則（以下「区規則」と

いう。）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。

（退職手当の支給）

第三条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当は、支給しない。

一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる職員のうち、任期の定めのないもの（以下「任期の定めのない職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

二 前条第一項第一号及び第二号に掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「任期の定めのある職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

三 前条第一項第三号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

四 前条第一項第三号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の

- 2 日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。
- 3 前項の規定による場合のほか、前条第一項第三号に掲げる職員のその月の勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が十八日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。
- 4 第一項ただし書の規定にかかわらず、同項第四号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が十八日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。
- 5 第四条の三の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第十二条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 6 第五条第一項中「（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）」を削る。
- 7 第七条第一項中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、「若しくはその」を「又はその」に改め、同条第三項中「（平成十二年三月江戸川区条例第三十号）」を削る。
- 8 第七条の三中「十年」を「十五年（職員の給与に関する条例第五条第一項第二

号に規定する医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」という。)の適用を受ける職員にあつては、十年とする。)に改める。

第八条中「第七条第一項」の下に「次条」を加え、「の規定により計算した額」を「及び第十条の規定により計算した額の合計額」に改める。

第九条第一項中「第五条から第七条」を「第五条から第七条の四」に改め、同条第二項中「第五条から第七条」を「第五条から第七条の四」に改め、「受けていた期間」の下に「(幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。)」を加える。

第十条第四項中「第一号から第七号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のある月を除き、第八号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日」を「現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第二号に掲げる期間を除く。))以外の期間における週休日等(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平

成十年三月江戸川区条例第一号）第四条及び第五条の規定による週休日、同条例第十条及び第十一条の規定による休日、同条例第十二条第一項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日をいう。）に改め、同項第八号中「育児短時間勤務等」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項第七号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の下に「（平成三年法律第一百十号）」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 高齢者部分休業（地方公務員法第二十六条の三の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

六 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間

第十条の次に次の一条を加える。

（他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額）

第十条の二 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（同法第二十八条の五第三項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任した職員等）を含む。）について前条の規定により計算した

退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日（他の管理監督職に降任した職員等にあつては、区規則で定める日）において退職をしたものとして同条の規定により計算した退職手当の調整額（以下「降任等前退職手当の調整額」という。）に満たない場合は、同条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額（降任等前退職手当の調整額が二以上ある場合は、最も多い額）をその者の退職手当の調整額とする。

第十一条第二項中「月数」の下に「（第二条第一項第三号に掲げる職員にあつては、引き続きいた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月の月数）」を加え、同条第三項中「その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

二 任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

三 第二条第一項第三号に掲げる職員が退職した場合（第三条第二項又は第三項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又はフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

四 フルタイム会計年度任用職員等（第二条第一項第三号に掲げる職員を除く。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

第十一条第四項中「前条第四項」を「第十条第四項」に改め、同条第五項中「、東京都の職員、東京都の公営企業の職員」を「都職員等（東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第九号）の適用を受ける職員」に、「（区規則で定める者を除く。）」（以下「都職員等」という。）を「のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給対象であつたものをいう。以下同じ。）」に改め、「なつた者（」の下に「区規則で定める者を除き、」を加え、同条第六項を削り、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

第十三条第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく区規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「その他」を「その他の」に、「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他区規

則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして区規則で定める職員が区規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第八項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十四条中「職員が」を「職員(区規則で定める者を除く。)」が」に改め、「いるとき」の下に「その他区規則で定めるとき」を加える。

第十八条第一項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第四項中「まで」の下に「(附則第二十項、附則第二十一項及び附則第二十三項から第二十六項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第五項第一号中「まで」の下に「（附則第二十項、附則第二十一項及び附則第二十三項から第二十六項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第十四項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則に次の九項を加える。

（職員の定年の引上げに伴う経過措置）

18 当分の間、第六条第一項の規定は、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第五条第一項の規定の適用については、同項中「又は第八条」とあるのは、「、第八条又は附則第十八項」とする。

19 前項の規定は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

20 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、六十歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対する第七条の三の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「六十歳に」と、「その者に係る定年から十五年（職員の給与に関する条例第五条第一項第二号に規定する医療職給料表(一)（以下「医療職給料表(一)」という。）の適用を受ける職員にあつては、

21 十年とする。を減じた年齢」とあるのは「五十歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「六十歳」とする。

22 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、六十歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日までに退職した者に対する第七条の三の規定の適用については、同条中「区規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で区規則で定めるもの、区規則で定める」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「六十歳に達する日の属する会計年度の初日か
ら定年に達する日の属する会計年度の初日以前」とあり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十五年(職員の給与に関する条例第五条第一項第二号に規定する医療職給料表(一)以下「医療職給料表(一)」という。)の適用を受ける職員にあつては、十年とする。)を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二」とあるのは「百分の二」とする。

23 例附則第七条第一項の規定による職員の給料月額
の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
当分の間、職員の給与に関する条例附則第十二項又は幼稚園教育職員の給与

に關する条例附則第七條第一項の規定の適用を受ける職員に対する第七條の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「七割措置前給料月額（その者が職員の給与に關する条例附則第十二項又は幼稚園教育職員の給与に關する条例附則第七條第一項の規定の適用（以下「七割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該七割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下「七割措置日」という。）と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「七割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（以下「七割措置前の退職手当の基本額」という。）（その者に七割措置日前の特定減額前給料月額（その者の七割措置日前におけるその他の措置（給料月額の減額改定以外の理由による措置のうち七割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）があり、その額が七割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から七割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（その者が七割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第五條から第七條までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。）

の七割措置日前の特定減額前給料月額に對する割合を減じて得た割合を乗じて得た額)、その者が七割措置日後の特定減額前給料月額(その者の七割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。)に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤務期間及び七割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第七条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額(以下「七割措置後の退職手当の基本額」という。)(その者の七割措置前給料月額が七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤務期間に応じた支給割合から七割措置前の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に對する割合を減じて得た割合を乗じて得た額(その者に七割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が七割措置前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が七割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けなかった場合における七割措置前給料月額が七割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、零とする。))並びに七割措置に係る減額日前の退職手当の基本額(計算の基礎となつた七割措置日前の特定減額前給料月額が七割措置前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。)の合計額」と、同項第二号口中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に對する割合」とあるのは「七割措置後の退職手当の基本額の七割措置日後の特定減額

24

前給料月額に対する割合（その者に七割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又は七割措置後の退職手当の基本額が零となる場合は、七割措置前の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合とする。）とする。第四項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第七条の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	附則第二十三項の規定により読み替えて適用する第七条の四第一項第一号	及び七割措置前給料月額	及び七割措置日前の特定減額前給料月額		の七割措置日前の特定減額前給料月額	及び七割措置日後の特定
読み替える字句	並びに七割措置前給料月額及び七割措置日前の特定減額前給料月額	並びに七割措置日前の特定減額前給料月額	並びに七割措置日前の特定減額前給料月額	と前の七割措置日前の特定減額前給料月額	の七割措置日前の特定減額前給料月額	並びに七割措置日後の特定

ては、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額」と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額とのいずれが多い額のものに、給料の調整額を乗じて得た額とあるのは、「その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する区規則で定める額（同日に給料の調整額の支給を受けていない者について）は、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額」と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額とのいずれが多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額）と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する区規則で定める額とのいずれが多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の

合計額」とする。

当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第七条第一項の規定の適用を受ける職員に対する第九条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（附則第二十項、附則第二十一項及び附則第二十三項から第二十五項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）を第五条から第七条までの勤務期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の教職調整額の額に、同日までの当該教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間のうち、特定日の前日までのものに限る。）を第五条から第七条までの勤務期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職時に

受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第八条の改正規定、第九条の改正規定（「、第五条から第七条」を「、第五条から第七条の四」に改める部分に限る。）、第十一条の改正規定（「前条第四項」を「第十条第四項」に改める部分を除く。）、第十三条、第十四条及び附則第十四項の改正規定並びに次項、第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一項の規定の適用については、前項ただし書に規定する施

(説明)

行の日から令和五年三月三十一日までの間に限り、同条第一項第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）とする。

3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）とする。

4 改正後の条例第十三条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の区規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

5 改正後の条例附則第十四項の規定は、令和四年四月一日から適用する。

勤務上
限年齢制により他の職へ降任等をされた職員の退職手当の調整について特
例措置を講ずるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。